○農林水産省告示第百号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Aglaonema Schott.	サイアムビーナス	株式会社山田農園 広島県広島市西区高須１丁目12番地26号	第24007号 平成29年12月22日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	FIMMERDARE-D	Fides B.V. Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands	第30206号 平成29年12月６日
Citrus sinensis (L.) Osbeck	エム７	Chislett Developments Pty. Ltd. 762 Kenley Road, Kenley 3597, Victoria, Australia	第28683号 平成29年12月22日
Dahlia Cav.	ミヨダリパープルエレガンス	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山二丁目１番８号	第30947号 平成29年12月６日
Dianthus caryophyllus L.	ユカリ	La Villetta S.R.L. Santo Stefano Al Mare (IM) Via Peirona 15 Cap 18010, Italy	第30458号 平成29年12月21日
Gentiana L.	SAKGEN002	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第30612号 平成29年12月４日
Helianthus L.	TH677	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第28974号 平成29年12月26日
Petunia Juss.	Floruipimo	株式会社エム・アンド・ビー・フローラ 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―4	第30482号 平成29年12月28日

○農林水産省告示第百一号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一～四百五十九　（略）	一～四百五十九　（略）
四百六十　鳥取県農業共済組合　鳥取県東伯郡北栄町東園二百七十一番地　平成二十六年四月	四百六十　鳥取県農業共済組合　鳥取県鳥取市吉方温泉三丁目八百十一番地　平成二十六年四月
四百六十一～五百六十五　（略）	四百六十一～五百六十五　（略）
五百六十六　株式会社笹川三愛農場　北海道河東郡鹿追町笹川北十線七番地六　平成二十九年九月	（新設）

○農林水産省告示第百二号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成三十年三月十日　第二十八号

二　登録認定機関の名称及び住所

公益財団法人日本食品油脂検査協会　東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

マーガリン類等（マーガリン類及びショートニング）、精製ラード並びに食用精製加工油脂

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号

○農林水産省告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下水内郡栄村大字堺字極野一二四九三の三一〇、一二四九三の三三七、字中尾一四二一七の一、一四二一七の三、一四二一八の一、一四二一八の二、一四二一九の一、一四二一九の六、一四二二〇の一、一四二二二の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口字湯沢奥八六二の五、大字海尻字清水原一六四四の六、一六四四の九、一六四四の一〇、字鞍馬原一六五四の一から一六五四の五まで、一六五四の七、一六五四の一〇、一六五四の一三、字高石日向一九一七の四から一九一七の六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養